



れいほく教育魅力化・交流支援センター指定管理者の公募について

次のとおり、れいほく教育魅力化・交流支援センター指定管理者を公募するので、本山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年8月1日条例第12号）第2条の規定により告示します。

令和8年2月9日

本山町長 澤田 和廣



記

1. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

（1）名 称 れいほく教育魅力化・交流支援センター

（2）所在地 高知県長岡郡本山町本山 821 番地 1

2. 管理の基準及び業務の範囲

（1）管理の基準

- ア 運営業務にあたっては、施設の設置目的、機能及び法的位置付けに基づき業務を行うこと。
- イ 特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利となるような取り扱いをしないこと。
- ウ 効率的な運営を行い、管理運営費の節減に努めること。
- エ 町民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- オ 利用者等の個人情報の保護を徹底すること。

（2）業務の範囲

- ア れいほく教育魅力化・交流支援センターの運営及び広報に関する業務
- イ れいほく教育魅力化・交流支援センターの研修事業の企画及び実施に関する業務
- ウ れいほく教育魅力化・交流支援センターの宿泊室の提供に関する業務
- エ その他、施設の設置の目的を達成するため必要な業務

3. 指定管理者の指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4. 指定申請の方法及び受付期間

本山町政策企画課で募集要項を配布又は本山町ホームページに掲載している申請様式一式を令和8年2月9日（月）～2月18日（水）までの間に同課へ提出して下さい。